

感染症による医師の意見書及び登園届について

平成 24 年 4 月より文部科学省の「インフルエンザ感染による出席停止期間」の改正が行われました。新たな基準は、次のとおりです。**感染拡大防止のために、発症後 5 日経過し、かつ解熱後 3 日間を出席停止とする。**

今回の改訂に基づき、インフルエンザ以外の感染症についても「厚生労働省感染症対策ガイドライン」に示された基準に従い岩根保育園での対応を次のように決めさせていただきました。

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが 1 日快適に生活し、保護者の皆さんが安心して仕事ができるよう、下記の感染症について係り付け医師の意見書の提出をお願いします。意見書を持って登園届とみなします。感染力のある期間を配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態になってからの登園であるようご配慮ください。

〈医師用〉

意見書	
岩根保育園園長殿	園児氏名 _____
病 名「 _____ 」	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から病状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関 _____	
医師名 _____ 印	

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前 2 4 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	症状が始まった日から 5 日以内に症状が無くなった場合は、症状が始まった日から 7 日目まで又は解熱した後、3 日を経過するまで
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺の腫脹が消失してから
結核		感染の恐れがなくなってから
アデノウイルス感染症 咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後は医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、4 8 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの